

八尾市市税条例等の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市市税条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第16条 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第25条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第26条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第25条第1項の規定による申告書</p>	<p>第1条～第16条 略 (所得割の課税標準)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

(2) 第26条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第18条～第22条 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第22条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第19条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

第23条・第24条 略

(市民税の申告)

第25条 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、

第18条～第22条 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第22条の2 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第19条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

第23条・第24条 略

(市民税の申告)

第25条 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるも

法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第13条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の□に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

第26条 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

のに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の3の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第13条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の□に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 略

第26条 略

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第26条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

第27条～第141条 略

附 則

第1条～第9条の3 略

第9条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第9条の4～第12条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第26条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第46条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

第27条～第141条 略

附 則

第1条～第9条の3 略

第9条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

第9条の4～第12条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第12条の2 略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3～17 略

18・19 略

第13条～第39条 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第39条の2 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第19条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

第40条・第41条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第42条 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3～17 略

18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

19・20 略

第13条～第39条 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第39条の2 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

第40条・第41条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第42条 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しな

渡に該当しないものとみなす。

第43条～第46条 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第46条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第25条第1項の規定による申告書

(2) 第26条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第46条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第25条第1項の規定による申告書

(2) 第26条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

いものとみなす。

第43条～第46条 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第46条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第46条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第46条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第47条 平成21年度分以後の各年度分の固定資産税に係る第60条の規定の適用については、同条中「第348条第2項本文」とあるのは、「第348条第2項本文（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号又は第26号の規定を適用する場合を含む。）」とする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第47条の2 平成21年度分以後の各年度分の固定資産税に係る第61条の規定の適用については、同条中「第348条第2項本文」とあるのは、「第348条第2項本文（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号又は第26号の規定を適用する場合を含む。）」とする。

第47条の3・第47条の4 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第47条の5 所得割の納税義務者が、新型コ

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第46条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第47条 第60条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第47条の2 第61条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定を受けていた一般社団法人又は一般財団法人について準用する。

第47条の3・第47条の4 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第47条の5 所得割の納税義務者が、新型コ

ナウウイルス感染症等の影響に対応するための
 国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和
 2年法律第25号。次条において「新型コロナ
 ウイルス感染症特例法」という。）第5条第
 4項に規定する指定行事のうち、市長が指定
 するもの中止若しくは延期又はその規模の
 縮小により生じた当該指定行事の入場料金、
 参加料金その他の対価の払戻しを請求する権
 利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定
 する指定期間内にした場合には、当該納税義
 務者がその放棄をした日の属する年中に法附
 則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請
 求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲
 げる寄附金を支出したものとみなして、第21
 条の3の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借
 入金等特別税額控除の特例）

第47条の6 所得割の納税義務者が前年分の所
 得税につき新型コロナウイルス感染症特例法
 第6条第4項の規定の適用を受けた場合にお
 ける附則第9条の3の2第1項の規定の適用
 については、同項中「令和15年度」とあるの
 は、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につ
 き新型コロナウイルス感染症特例法第6条の
 2第1項の規定の適用を受けた場合における
 附則第9条の3の2第1項の規定の適用につ
 いては、同項中「令和15年度」とあるのは
 「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは
 「令和4年」とする。

第48条 略

ナウウイルス感染症等の影響に対応するための
 国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和
 2年法律第25号）第5条第4項に規定する指
 定行事のうち、市長が指定するもの中止若
 しくは延期又はその規模の縮小により生じた
 当該指定行事の入場料金、参加料金その他の
 対価の払戻しを請求する権利の全部又は一
 部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内
 にした場合には、当該納税義務者がその放棄
 をした日の属する年中に法附則第60条第4
 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額
 の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄
 附金を支出したものとみなして、第21条の
 3の規定を適用する。

第48条 略

(2) 八尾市市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条 略</p> <p>第2条 八尾市市税条例の一部を次のように改正する。 (前略)</p> <p>第26条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第12条の2第19項を削る。</p> <p>(後略)</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 八尾市市税条例の一部を次のように改正する。 (前略)</p> <p>第26条の3第1項中「<u>扶養親族（</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第12条の2第20項を削る。</p> <p>(後略)</p>